

○嘉麻市男女共同参画推進委員に対する苦情及び救済の申出の処理に関する規則 平成 30 年 6 月 26 日
規則第 56 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、嘉麻市男女共同参画推進条例(平成 22 年嘉麻市条例第 9 号。以下「条例」という。)第 50 条の規定に基づき、嘉麻市男女共同参画推進委員(以下「推進委員」という。)に対する苦情及び救済の申出の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(苦情等の申出の手続)

第 2 条 条例第 37 条第 1 項に規定する推進委員への苦情の申出及び同条第 2 項に規定する救済の申出(以下「苦情等の申出」という。)は、苦情等申出書(様式第 1 号)により行うものとする。ただし、特別の理由があると認められる場合は、この限りでない。

2 苦情等の申出の手続は、代理人により行うことができる。この場合において、代理人は、委任状を提出しなければならない。

3 推進委員は、苦情等申出書の記載事項に不備がある場合その他形式上の要件に適合しない場合は、速やかに、申出人に対し、期間を定めて補正を求めなければならない。

(処理の対象としない旨の通知等)

第 3 条 条例第 38 条第 2 項及び第 40 条第 2 項に規定する通知は、次の書面により行うものとする。

(1) 条例第 38 条第 2 項に規定する通知 処理の対象としない旨の通知書(様式第 2 号)

(2) 条例第 40 条第 2 項に規定する通知 処理中止通知書(様式第 3 号)

(調査の方法等)

第 4 条 条例第 41 条第 1 項又は第 42 条第 1 項の規定による調査は、市の機関による説明、関係書類その他の記録の閲覧、実地調査等により行うものとする。

2 推進委員は、前項の調査をしようとするときは、調査通知書(様式第 4 号)により関係する市の機関に通知するものとする。

3 条例第 43 条第 1 項の規定による調査は、調査協力依頼書(様式第 5 号)を関係者に送付し、調査協力依頼回答書(様式第 6 号)により、その同意を確認して行うものとする。ただし、推進委員が事案の性質上相当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(申出人との面接)

第 5 条 推進委員は、苦情等の申出を処理するため必要があると認めるときは、申出人との面接を行うことができる。

(推進委員の意見表明等の手続)

第 6 条 条例第 41 条第 1 項又は第 42 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する意見表明、勧告又は要請は、市の施策等に係る(意見表明・勧告・要請)書(様式第 7 号)により行うものとする。

2 条例第 41 条第 4 項(条例第 42 条第 5 項において準用する場合を含む。)の規定による市の機関の報告は、措置報告書(様式第 8 号)により行うものとする。

3 条例第 41 条第 5 項(条例第 42 条第 5 項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、推進委員が事案に応じ適切と認める方法により行うものとする。

(市長に対する意見表明等の求めの手続)

第 7 条 条例第 43 条第 1 項の規定による意見表明若しくは要請の求め又は同条第 2 項の規定による公表の求めは、改善のための(意見表明・要請)・公表要求書(様式第 9 号)により行うものとする。

(市長の意見表明等の手続)

第 8 条 条例第 44 条第 1 項に規定する改善のための意見表明又は要請は、改善のための(意見表明・要請)書(様式第 10 号)により行うものとする。

2 条例第 44 条第 2 項の規定による公表は、市長が事案に応じ適切と認める方法により行うものとする

3 条例第 44 条第 4 項の規定による意見を述べる機会の付与は、意見を記載した書面(次項において「意見書」という。)の提出により行うものとする。ただし、市長が口頭による意見を述べる機会を付与する必要があると認めるときは、この限りでない。

4 市長は、前項の機会の付与をしようとするときは、意見を述べる機会の付与通知書(様式第 11 号)に

より関係者に通知するものとする。この場合において、意見書の提出期限(口頭による意見を述べる機会を付与する場合は、その日時)までに相当な期間において、通知しなければならない。

5 口頭による意見を述べる機会を付与する場合は、市長が指名した職員は、意見の記録書(様式第 12 号)に意見を記録し、及び記名押印し、並びに意見が述べられた日時において、当該意見を述べた者に対し、意見の内容と相違がないことを確認し、及び当該記録書に記名押印するよう求めなければならない。この場合において、当該職員は、記名押印を拒否し、又はすることができない者があったときは、その旨及びその理由を記録しなければならない。

6 市長は、条例第 44 条第 1 項に規定する改善のための意見表明若しくは要請又は同条第 2 項の規定による公表を行ったときは、改善のための(意見表明・要請)・公表通知書(様式第 13 号)により、推進委員に通知しなければならない。

(推進委員の発意による事案の処理)

第 9 条 条例第 45 条第 1 項の規定による推進委員の発意による事案の処理については、第 4 条及び第 6 条から前条までの規定を準用する。

2 条例第 45 条第 3 項の規定による被害を受けたと認められる者の同意は、推進委員が事案により適切と認める方法により確認するものとする。

(推進委員の処理の経過及び結果の通知)

第 10 条 条例第 46 条に規定する申出人への通知は、処理経過及び結果通知書(様式第 14 号)により行うものとする。

(推進委員証明書の携帯等)

第 11 条 推進委員は、その職務を行うに当たっては、嘉麻市男女共同参画推進委員証明書(様式第 15 号)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(処理状況報告書)

第 12 条 推進委員は、毎年 1 回、苦情等の申出の処理状況及びこれに関する意見等について、書面により市長に報告しなければならない。

(推進委員の庶務)

第 13 条 推進委員の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(嘉麻市男女共同参画推進条例施行規則の一部改正)

2 嘉麻市男女共同参画推進条例施行規則(平成 22 年嘉麻市規則第 24 号。以下「施行規則」という。)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(経過措置)

3 この規則の施行前施行規則によってなされた苦情等の申出は、この規則によるものとみなす。